

平成 31 年度(2019 年度) 試 験 問 題 (午後部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3 時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第 1 問から第 35 問まで)と記述式問題(第 36 問及び第 37 問)から成り、配点は、多肢択一式が 105 点満点、記述式が 70 点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所マークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、消しゴムで消した後に、鉛筆(B又はHB) を使用して直してください。答案用紙への記入に当たっては、鉛筆(B又はHB) を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記述し、解答欄の記述欄に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペン(黒インク)を使用して記入してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

TAC/Wセミナー 専任講師
渋谷 校 姫 野 寛 之
なんば校 中 山 慶 一

TAC

司法書士試験の水準については、平成14年改正法により憲法に関する知識が対象とされたことのほかは、基本的に変わらない。

小林昭彦・河合芳光著「注釈 司法書士法」128頁)

1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、「2019年度本試験分析&2020年度本試験攻略法」をテーマとして、平成31年(2019年度)度司法書士試験の分析と令和2年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合計	
H14	81(27問)	75(25問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28問)	72(24問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26問)	72(24問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29問)	78(26問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27問)	75(25問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28問)	84(28問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28問)	78(26問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29問)	75(25問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27問)	75(25問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26問)	72(24問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28問)	78(26問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28問)	81(27問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26問)	72(24問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30問)	72(24問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25問)	72(24問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25問)	72(24問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30	78(26問)	72(24問)	37.0	187.0	212.5(25.5)
H31					

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

[参考]

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632
H30	17,668	14,387	2,897	3,461	2,135	1,160	620

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近 6 回の司法書士試験の合格点等の分析

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
①	択一式問題の基準点の突破率	7.9%	8.2%	10%	11%	11%	12%
	[出願者ベース (受験者数ベース)]	(9.6%)	(10%)	(12%)	(13%)	(14%)	(14.8%)
②	筆記試験の合格率	2.8%	3.1%	3.2%	3.2%	3.3%	3.5%
	[出願者ベース (受験者数ベース)]	(3.5%)	(3.7%)	(3.9%)	(3.9%)	(4.0%)	(4.3%)
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025 人	968 人	1040 人	1130 人	1,036 人	975 人
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358 人	303 人	505 人	491 人	511 人	540 人
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71 人	95 人	50 人	65 人	77 人	66 人

2 平成31年度(2019年度)司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		31	30	29	31	30	29	31	30	29	31	30	29	31	30	29
形式	組合せ	3	3	1	17	18	20	3	3	3	8	8	6	31	32	30
	単純正誤	0	0	1	3	2	0	0	0	0	1	1	3	4	3	4
	個数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
内容	知識	2	3	3	20	20	20	3	3	3	9	9	9	34	35	35
	推論	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
特殊	計算	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	判例趣旨	2	3	2	14	18	14	3	3	3	2	2	1	21	26	20
	対話	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2

(2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		31	30	29	31	30	29	31	30	29	31	30	29	31	30	29
形式	組合せ	7	7	7	4	4	4	16	16	15	8	8	8	35	35	34
	単純正誤	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	1	3	2
	登記記録	-	-	-	-	-	-	2	1	0	0	0	0	2	1	0
	判例趣旨	3	3	1	0	1	0	1	1	2	0	0	0	4	5	3
	対話	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0

(3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
午 前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0	0	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16	15	13
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3	2	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2	1	0
	合 計	13	16	9	21	11	21	18	14
午 後 の 部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2	3	2	2
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0	1	1	1
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1	1	1	0
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0	1	1	0
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2	3	3
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7	11	8	9
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3	1	4	2
	合 計	16	16	18	22	15	20	20	17

[参考]

同一の正解番号の連続

- ① 平成 30 年度午後の部第 1 問から第 4 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ② 平成 30 年度午後の部第 23 問から第 27 問まで：正解番号 4 が 5 問連続
- ③ 平成 17 年度午後の部第 1 問から第 4 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ④ 平成 19 年度午前の部第 25 問から第 28 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ⑤ 平成 25 年度午前の部第 20 問から第 24 問まで：正解番号 2 が 5 問連続

3 科目ごとの出題実績，出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が囲まれているものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 憲 法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1			H25-1-エ		
	2					
	3					

② 出題傾向

a 典型論点を題材とする推論問題

H31-3

cf. H29 における設問レベルの推論問題 (H29-2-ウ, H29-3-エ, H29-3-オ)

b 判例を題材とする問題

H31-1 (外国人の人権), H31-2 (立法)

出題事項	出題実績及びその内容
結論の 前提事項	H30-1-ア (少年法 61 条に違反する推知報道かどうか), H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準), H26-1-ア (税関検査事件: 検閲の意義), H25-1-ア (八幡製鉄事件: 個人と法人の政治資金の寄付との差異), H24-1-ア (森林法共有林事件: 財産権の保障の意義), H22-2-ア (津地鎮祭事件: 政教分離の意義), H22-2-ウ (津地鎮祭事件: 「宗教的活動」の意義), H22-2-エ (箕面忠魂碑事件: 「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
合憲性 判断基準	H29-1 (公衆浴場法距離制限事件, 酒類販売免許制事件), H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件), H28-1-エ (日本テレビ事件), H28-1-オ (NHK 記者証言拒絶事件), H25-1-ウ (猿払事件), H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止), H24-1-イ (森林法共有林事件), H23-1-オ (帆足計事件)
結 論	上記以外の問題・設問

c 空欄語句挿入問題の出題

cf. H30-3 (条例制定権), H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H27-3 (地方自治の本旨), H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下での平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)

d 未出分野からの出題

cf. H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H28-1 (取材の自由), H28-2 (主権の概念), H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)

③ 対 策

a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には、既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

b 基本的事項の網羅

c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

- ④ 特別検討事項
なし

(2) 民法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4			S60-17-4	H25-21-イ	
	5		H21-4-イ		H17-6-ウ	H17-6-エ
	6	H18-8-2	H20-7-オ	H25-10-オ	H17-pm36	H27-11-ウ
	7	H20-10-イ	H3-22-ウ	H20-10-イ	H16-8-エ	H20-10-ア・エ・オ
	8	H21-9-ア	S60-8-2	H26-8-イ		H27-7-ウ
	9	H27-9-オ		H27-9-エ	H20-11-イ	H20-11-オ
	10	S59-12-2	H2-4-4	S59-12-1		H6-17-ア
	11	H22-9-ウ	H7-9-2	H27-10-オ	H10-9-イ,	H22-9-オ
	12	H24-8-3				H24-12-イ
	13		S59-15	H13-8-4		
	14	H15-10-ウ	H29-8-ア	H2-20-1	H25-13-ア	H25-13-イ
	15	H27-15-ア		H29-15-オ		H30-15-イ
	16					
	17	H11-5-4				H19-18-イ
	18		H15-20-イ	H8-5-オ	H15-20-オ	
	19	H3-6-1	H16-20-エ			
	20	H14-19-オ		H20-22		
	21			H15-21-ウ		
	22	H1-19-オ			H13-22-ウ	
	23	H25-22, H24-23, H23-22-ア, H15-24, H1-22, S61-19, S60-16, S57-22				

※ 第 18 問, 第 20 問及び第 23 問は, ア～オではなく, 1～5 である。

② 出題傾向

a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
物権的請求権の内容	H18-9, H3-7
絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
遺産分割と登記	H21-8, H10-13
盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
転質の法律構成	H22-14, H3-17
取消しと登記	H23-7, H13-5
不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

b 判例趣旨問題の出題

【H31-14-イ】

AがB所有の甲不動産を占有して取得時効が完成した後、CがBから抵当権の設定を受けて抵当権の設定の登記がされた。その後、Aが、Cの抵当権の存在を知らずに再度時効取得に必要な期間甲不動産の占有を継続し、取得時効の援用をしたとしても、Cの抵当権は消滅しない。

[×：最判平 24. 3. 16]

【H31-15-ア】

構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の効力は、譲渡担保の目的である集合動産の構成部分である動産が滅失した場合にその損害をてん補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶ。

[○：最決平 22. 12. 2]

【H31-15-オ】

構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権設定契約において通常の営業の範囲内でその構成部分である動産を売却する権限を付与されていた譲渡担保権設定者が、その範囲を超えた売却をした場合において、譲渡担保権者が対抗要件を具備していたときは、売却された動産が集合物から離脱したかどうかにかかわらず、その所有権は、譲渡担保権の負担付きで買主に移転する。

[×：最判平 18. 7. 20]

【H31-16-イ】

主債務者Aの主債務についてB及びCの二人の保証人があり、Bが全額を弁済した場合において、AがBに対して求償債務を承認したとしても、BのCに対する求償権について消滅時効の中断の効力は生じない。

[○：最判平 27. 11. 19]

【H31-17-エ】

譲渡禁止特約が付された債権が譲渡された場合において、譲受人がその特約を知っていたときは、譲渡人は、譲渡が無効であることを主張して、債務者に対し、その債務の履行を請求することができる。

[×：最判平 21. 3. 27]

【H31-19-ウ】

民法第 714 条第 1 項所定の法定の監督義務者に当たらない者であっても、責任無能力者との身分関係等に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、同項が類推適用される。

[○：最判平 28. 3. 1]

【H31-19-エ】

責任を弁識する知能を備えていない未成年者が、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合には、その親権者は、当該行為について具体的に予見することができなかつたときであっても、当該行為から生じた損害について、民法第714条第1項に基づく責任を負う。

[×：最判平 27. 4. 9]

【H31-19-オ】

夫婦の一方が認知症により責任を弁識する能力を有しないときは、同居する配偶者は、民法第714条第1項所定の法定の監督義務者に当たる。

[×：最判平 28. 3. 1]

【H31-20-3】

妻が、夫の死亡後に、冷凍保存されていた当該夫の精子を用いた人工生殖によって、子を懐胎し出産した場合には、当該夫と当該子との間に実隣子関係は生じない。

[○：最判平 18. 9. 4]

【H31-20-4】

ある女性が、別の女性の卵子を用いた生殖補助医療によって、子を懐胎し出産した場合には、当該卵子を提供した女性と当該子との間に実親子関係が生ずる。

[×：最決平 19. 3. 23]

【H31-20-5】

妻が婚姻中に懐胎して婚姻中に子を出産した場合であっても、夫と当該子との間に生物学上の父子関係が認められないことがDNA型鑑定により明らかであるときは、当該子について嫡出の推定は及ばない。

[○：最判平 26. 7. 17]

【H31-22-イ】

自筆証書によって遺言をするに当たっては、押印の代わりに花押を用いることができる。

[×：最判平 28. 6. 3]

c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
5	4	5	7	1	1	3	3	2	0	1	2

d 既出知識の出題

前記①参照

e 改正事項の出題

H31-16 (保証), H31-17 (債権譲渡), H31-18 (隔地者間の契約の成立), H31-21-エ・オ (特別養子縁組)

cf. H30-6 (時効), H30-16 (詐害行為取消権), H30-17 (弁済), H30-18 (委任契約と請負契約), H29-16 (債務不履行), H29-17 (債権者代位権), H29-18 (敷金), H28-16 (債務の不履行による損害賠償), H28-17 (連帯債務と連帯保証), H28-18 (賃貸借)

f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額	H24-14	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額	H24-23	相続分
H15-18	連帯債務：債務額	H25-16	連帯債務：債務額
H15-24	相続分	H25-22	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等	H28-14	共同抵当
H20-16	共同抵当：配当額	H29-12	抵当権の処分：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等	H29-23	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額	H31-23	相続分

③ 対 策

- a 正確な知識（複雑な事例問題，単純正誤問題及び個数問題への対処）

- b 過去問演習と分析

[筆記試験問題の公開について（平成 11 年 4 月法務省民事局）]

法務省では，平成 11 年度から，司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について，受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は，多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが，特に多肢択一式選択問題については，その性質上，過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと，また，公開すれば，過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから，従来，非公開としてきましたが，受験者からの要望などを踏まえて，司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお，試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

【H31-19】

民法第 714 条第 1 項所定の法定の監督義務者の責任に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 不法行為をした未成年者が責任を弁識する知能を備えている場合であっても、その未成年者の監督義務者が監督義務を果たさなかったことと損害との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者は民法第 714 条第 1 項に基づく責任を負う。

イ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者の行為により火災が発生した場合には、失火ノ責任ニ関スル法律にいう「重大ナル過失」の有無は未成年者の監督義務者の監督について考慮され、監督義務者は、その監督について重大な過失がなかったときは、当該火災により生じた損害を賠償する責任を免れる。

ウ 民法第 714 条第 1 項所定の法定の監督義務者に当たらない者であっても、責任無能力者との身分関係等に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、同項が類推適用される。

エ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者が、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合には、その親権者は、当該行為について具体的に予見することができなかつたときであっても、当該行為から生じた損害について、民法第 714 条第 1 項に基づく責任を負う。

オ 夫婦の一方が認知症により責任を弁識する能力を有しないときは、同居する配偶者は、民法第 714 条第 1 項所定の法定の監督義務者に当たる。

(参考) 省略

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

[ア] 責任能力を有する未成年者がした不法行為については、その監督義務者は、損害賠償責任を負わない【H3-6-1】。

[イ] 責任を弁識する能力のない未成年者の行為によって火災が発生した場合において、未成年者自身に重大な過失と評価することができる事情があつたとしても、その監督について重大な過失がなかったときは、監督者は、火災により生じた損害を賠償する責任を負わない【H16-20-エ】。

[3]

c 既出及び未出の判例の理解と暗記

後掲<民法の重要判例(平成25年1月～現在)>参照

④ 特別検討事項

a 複雑な事例問題

近年は、時効を題材とする複雑な事例問題が出題されることが多い(H30-15, H29-6, H28-6, H26-6, H25-6)。

b 不動産の物権変動

H14	全般	H23	取消し
H15	—	H24	全般
H16	全般(詐欺, 遺言)	H25	相続関係と登記
H17	全般(取消し, 解除等)	H26	取得時効
H18	取得時効	H27	取消し及び解除等
H19	二重譲渡	H28	全般
H20	全般(詐欺, 相続等)	H29	全般
H21	遺産分割	H30	—
H22	解除	H31	全般

c 用益権

H18	賃借権, 地上権	H25	地上権, 賃借権
H19	—	H26	地上権, 永小作権, 地役権
H20	地役権	H27	地役権
H21	(通行)地役権	H28	地上権
H22	地上権, 永小作権, 賃借権	H29	地上権, 地役権
H23	地役権	H30	地役権
H24	地上権, 地役権	H31	—

d 物上代位

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H24-11-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-ア	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H28-12-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H28-12-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H29-18-ウ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H30-12-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H30-14-ア	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H31-15-ア	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否

関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない(最判平 10. 3. 26)。

e 法定地上権

H12-16, H16-16, H17-15, H21-14, H23-14, H25-14, H26-13, H28-13, H29-13
--

関連判例

- | |
|---|
| <p>① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後に立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9.6.5）。</p> <p>② 土地をABC（BCは、Aの妻子）が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案について、BCがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分委ねていたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない（最判平 6.12.20）。</p> |
|---|

f 譲渡担保

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行、集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保
H28-15	譲渡担保
H29-15	非典型担保（ただし、イ：代理受領）
H31-15	集合動産を目的とする集合物譲渡担保権

【H31-15】

集合動産を目的とする集合物譲渡担保権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の効力は、譲渡担保の目的である集合動産の構成部分である動産が滅失した場合にその損害をてん補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶ。

イ 譲渡担保権設定契約において、その目的物を「譲渡担保権設定者の甲店舗内にある商品一切のうち譲渡担保権設定者が所有する物」と定めたときは、譲渡担保権設定者がいずれの商品について所有権を有するかが外形上明確になっていなくても、譲渡担保権の目的物は特定されている。

ウ 譲渡担保権設定契約において、その目的物を「甲倉庫内に保管された商品乙 50 トン中 20 トン」と定めたのみでは、譲渡担保権の目的物が特定されているとはいえない。

エ 構成部分の変動する集合動産を目的として集合物譲渡担保権が設定され、譲渡担保権者が占有改定の方法によって対抗要件を具備したときは、譲渡担保権者は、その後新たにその集合動産の構成部分となった動産についても、譲渡担保権を第三者に対して主張することができる。

オ 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権設定契約において通常の営業の範囲内でその構成部分である動産を売却する権限を付与されていた譲渡担保権設定者が、その範囲を超えた売却をした場合において、譲渡担保権者が対抗要件を具備していたときは、売却された動産が集合物から離脱したかどうかにかかわらず、その所有権は、譲渡担保権の負担付きで買主に移転する。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

[3]

【オ】 集合動産譲渡担保の設定者が、通常の営業の範囲内で譲渡担保の目的を構成する個々の動産を売却した場合には、買主である第三者は、当該動産について確定的に所有権を取得することができる【H23-15-I, H30-15-I】。

【ア】 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の効力は、譲渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産が滅失した場合にその損害を填補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶ【H27-15-7, H25-12-4】。

【ウ】 構成部分の変動する集合動産について、その種類、所在場所及び量的範囲を指定する方法により目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができ【H29-15-オ, H23-15-7, H19-12-ウ】

⇒ 最判昭 54. 2. 15 の別の要旨

「甲が、継続的倉庫寄託契約に基づき丙に寄託中の食用乾燥ネギフレーク 44 トン余りのうち 28 トンを乙に対する債務の譲渡担保とすること、乙はこれを売却処分することができることを約し、在庫証明の趣旨で丙が作成した預り証を乙に交付したが、乙も在庫を確認したにとどまり、その後処分のため乙に引き渡された右乾燥ネギフレークの大部分は甲の工場から乙に直送され、残部は甲が丙から受け出して乙に送付したものであるなど判示の事実関係のもとでは、甲が乙に寄託中の右乾燥ネギフレークのうち 28 トンを特定して譲渡担保に供したもといえぬ。」

関連判例

買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約である（最判平 18.2.7）。

g 親子関係

【H31-20】

実親子関係に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 嫡出否認の訴えは、子に親権を行う母がないときは、検察官を被告として提起しなければならない。
- 2 母と嫡出でない子との間の実親子関係は、母が認知をしなければ、生じない。
- 3 妻が、夫の死亡後に、冷凍保存されていた当該夫の精子を用いた人工生殖によって、子を懐胎し出産した場合には、当該夫と当該子との間に実親子関係は生じない。
- 4 ある女性が、別の女性の卵子を用いた生殖補助医療によって、子を懐胎し出産した場合には、当該卵子を提供した女性と当該子との間に実親子関係が生ずる。
- 5 妻が婚姻中に懐胎して婚姻中に子を出産した場合であっても、夫と当該子との間に生物学上の父子関係が認められないことがDNA型鑑定により明らかであるときは、当該子について嫡出の推定は及ばない。

[3]

関連判例

- ① 保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない（最判平 18.9.4）。【H31-20-3, H20-22】
- ② 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない（最決平 19.3.23）。【H31-20-4】
- ③ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25.12.10）。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異ならない（最判平 26.1.14）【H30-21-エ】。
- ⑤ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要があるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要があるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】

h 後見関係

H12-22（親権又は未成年者の後見）、H14-20（未成年後見人と成年後見人）、H22-21（未成年後見及び成年後見）、H27-21（成年後見）、H28-21-ウ、H29-21（未成年後見）

<改正関係>

(1) 債権関係

① 可決成立日

平成 29 年(2017 年) 5 月 26 日

② 公布日

平成 29 年(2017 年) 6 月 2 日

③ 施行日

令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日

④ 出題範囲となる年度

令和 2 年度(2020 年度) 司法書士試験

⑤ 概要

債権関係の改正項目は多岐にわたり、全ての改正項目の概要を示すことは難しいため、ここでは、改正項目のうち、法務省が「重要な実質改正事項」とする 5 個の改正項目の概要を示す。

- a 消滅時効に関する見直し
- b 法定利率に関する見直し
- c 保証に関する見直し
- d 債権譲渡に関する見直し
- e 約款(定型約款)に関する規定の新設

(2) 相続関係

① 可決成立日

平成 30 年(2018 年) 7 月 6 日

② 公布日

平成 30 年(2018 年) 7 月 13 日

③ 施行日

改正法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日(令和元年(2019 年) 7 月 1 日)から施行する。ただし、「自筆証書遺言の方式の緩和」については公布の日から起算して 6 月を経過した日(平成 31 年(2019 年) 1 月 13 日)、「配偶者の居住の権利」については公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日(令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日)から施行する。

④ 出題範囲となる年度

令和2年度（2020年度）司法書士試験

⑤ 概要

a 配偶者の居住の権利

- (a) 配偶者の居住の権利
- (b) 配偶者短期居住権

b 遺産分割等に関する見直し

- (a) 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与
- (b) 遺産の分割前における預貯金債権の行使
- (c) 遺産の一部分割
- (d) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

c 遺言制度に関する見直し

- (a) 自筆証書遺言の方式の緩和
- (b) 遺贈義務者の引渡義務等
- (c) 遺言執行者の権限の明確化

d 遺留分制度の見直し

- (a) 遺留分の帰属及びその割合
- (b) 遺留分を算定するための財産の価額
- (c) 遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲
- (d) 負担付贈与がされた場合における遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の価額等
- (e) 遺留分侵害額の請求
- (f) 受遺者又は受贈者の負担額
- (g) 遺留分侵害額請求権の期間の制限
- (h) その他

e 相続の効力等に関する見直し

- (a) 共同相続における権利の承継の対抗要件
- (b) 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使
- (c) 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

f 特別の寄与

(3) 特別養子

① 可決成立日

令和元年（2019年）6月7日

② 公布日

令和元年（2019年）6月14日

③ 施行日

公布の日（令和元年（2019年）6月14日）から1年以内の政令で定める日

④ 出題範囲となる年度

令和2年度（2020年度）司法書士試験 又は 令和3年度（2021年度）司法書士試験

⑤ 概要

養子となる者の年齢に関する改正である。

a 審判の申立時における年齢の上限

(a) 原則

家庭裁判所に対する特別養子縁組を成立させるための請求の時に15歳に達している者は、養子となることができない（817条の5第1項前段）。

(b) 例外

養子となる者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、15歳に達するまでに家庭裁判所に対する特別養子縁組を成立させるための請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、その請求の時に15歳に達している者も、養子となることができる（817条の5第2項）。

b 審判の確定時における年齢の上限

家庭裁判所の審判により特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者については、養子となることができない（817条の5第1項後段）。

c 養子となる者の同意

養子となる者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない（817条の5第3項）。

(3) 刑 法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	S61-25-5	H6-25-ウ	H26-24-エ	H22-24-オ	H26-24-イ
	25	S62-28-5	H24-26-オ		H9-26-4	
	26					

② 出題傾向

a 判例趣旨問題の出題

b 財産罪の出題

H12	窃盗罪	H22	強盗罪
H13	強盗罪	H23	窃盗罪
H14	詐欺罪	H24	—
H15	不動産侵奪罪	H25	—
H16	窃盗罪	H26	詐欺罪
H17	恐喝罪	H27	強盗罪
H18	詐欺罪	H28	窃盗罪
H19	窃盗罪, 盗品等に関する罪	H29	横領罪等
H20	窃盗罪, 横領罪	H30	—
H21	詐欺罪	H31	—

c 長期間隔論点の出題

H31-25 (放火)

cf. H30-25 (自首), H29-24 (住居侵入罪等), H28-24 (間接正犯), H28-26 (国家的法益に対する罪), H26-25 (罪数), H25-24 (因果関係), H24-26 (放火罪), H23-24 (故意), H23-25 (住居侵入罪等)

③ 対 策

- a 事例問題への対策

- b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記

- c 平成 25 年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)
平成 28 年 6 月 1 日施行

- d 平成 29 年の一部改正(性犯罪規定)
平成 29 年 7 月 13 日施行

④ 特別検討事項

なし

(4) 会社法及び商法

① 出題実績（会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。）

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27		H18-32-ウ	H23-27-イ		H21-27-2
	28	H21-28-ウ	H21-28-イ			H18-28-エ
	29					
	30					
	31					H22-30-イ
	32					
	33				H26-32-オ	
	34					
	35			H22-35-オ		

※ 第 28 問は、ア～オではなく、1～5 である。

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27, H28-27, H29-27, H30-27, H31-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28, H28-28, H28-29, H29-28, H29-29, H30-28, H31-28
機 関・役 員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30, H28-30, H28-31, H29-30, H29-31, H30-30, H30-31, H31-31
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32, H29-32, H31-32
持 分 会 社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32, H28-32, H29-33, H30-32, H31-33
組 織再 編行 為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34, H28-33, H29-34, H30-34, H31-34

b 商法の 11 年連続出題

H31-35 (商法上の仲立人)

cf. H30-35 (場屋営業), H29-35 (商号), H28-35 (商人の支配人), H27-35 (商事消滅時効), H26-35 (商行為), H25-35 (商行為), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-35 (問屋及び商事仲立人), H21-35 (商人)

c 判例趣旨問題の出題

H31-30 (株主による議決権の行使), H31-31 (取締役会)

cf. H30-28 (非公開会社である取締役会設置会社における株式の取得), H30-30 (株式会社と取締役との間の取引), H28-28 (株式の担保化), H27-31 (株式会社の解散と清算), H27-35 (商事消滅時効), H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32 (会社法 429 条 1 項の法意), H25-35 (商行為), H24-30 (利益相反取引), H24-32 (事業譲渡), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-31 (表見取締役の責任), H22-34 (会社法上の訴え), H21-35 (商人)

d 平成 26 年会社法一部改正の出題

【H31-34-エ】

吸収合併存続株式会社に対してされた株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

〔○：会社法 798 条 6 項〕

- cf. H30-30-ウ (監査等委員会設置会社以外の取締役会設置会社における利益相反取引), H30-34-イ (吸収合併存続会社が特別支配会社である場合の吸収合併消滅会社に対する株式買取請求の可否), H30-pm32-イ (監査範囲を会計監査に限定する旨の定款の定め)の登記)
- cf. H29-pm30-ア (募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約), H29-pm31-エ (新株予約権無償割当てに関する割当通知)
- cf. H28-27-エ (設立時の払込みの仮装), H28-30-オ (監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の機関設計), H28-31 (監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との異同), H28-33-エ (詐害的な会社分割), H28-34 (特定責任追及の訴え), H28-pm31-イ (譲渡制限株式会社である募集株式に係る総数引受契約の承認), H28-pm31-ウ (支配株主の異動を伴う募集株式の発行)
- cf. H27-30-イ (監査役による監査の範囲の登記), H27-pm29-イ (監査役による会計監査人の解任議案の決定に係る書面の添付の可否)

平成 26 年の会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H30-am30-ウ, H28-am31, H28-pm37】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件【H30-pm37】
- ④ 発行可能株式総数【株式の併合関係：H30-pm37】
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-ア, H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求【H31-am34-エ, H30-am34-イ】
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H30-pm32-イ, H27-am30-イ】

e 会社法の立案担当者の見解の出題

【H31-34-ウ】

吸収合併契約において定めた効力発生日に債権者の異議手続が終了していない場合には、効力発生日後に債権者の異議手続を終えたときであっても、吸収合併は、その効力を生じない。

[○：相澤・会社法解説P193]

cf. H30-27-オ, H30-34-オ

cf. H29-27-ア, H29-29-1, H29-29-2, H29-29-5

cf. H28-27-エ, H28-28-ア, H28-32-4, H28-32-5, H28-33-ア, H28-33-エ

③ 対策

a 会社法の正確な理解と暗記

b 商法の対策

c 旧商法下の判例の理解と暗記

④ 特別検討事項

a 条文、判例及び立案担当者の見解以外を根拠とする出題

【H31-30-エ】

株主が、書面による議決権行使の期限までに書面によって株主総会における議決権を行使した場合であっても、自ら当該株主総会に出席して議決権を行使したときは、書面による議決権の行使は、その効力を失う。

[○]

【H31-31-ウ】

取締役会の決議の目的である事項について、決議に参加した取締役による賛否が同数となった後、当該取締役による過半数の賛成により議長一任の決議が成立したときは、議長は、決裁権を行使して、賛否が同数となった当該事項についての取締役会の決議を成立させることができる。

[○]

b 問題開始前の注書き

	会社法	商業登記法
H18	<p>【注】</p> <p>第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。</p>	<p>【注】</p> <p>第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。</p>
H19	—	—
H20	<p>第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。 ※</p>	—
H21	—	—
H22	—	<p>第 28 問から第 33 問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。</p>
H23 ～ H31	<p>第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。</p>	—

※ H20-31-ウは、「株式会社が株式の分割をする場合において、株式買取請求をすることが認められるときがある。」という問題であった。

「問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答する」以上、H20-31-ウは、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはないものとし、当該定款の定めがない以上、株式の分割をする場合において、株式買取請求権をすることが認められるときはない（＝誤り）と判断するはずである。

しかし、法務省は、H20-31-ウを「正しい」と判断することを前提として出題している。

(5) 民事訴訟法，民事執行法及び民事保全法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H23-1-オ				H23-1-ウ
	2		H23-am11-3	H22-4-オ	H22-4-ウ	
	3					
	4	H16-3-イ	H18-1-エ	H17-4-エ	H24-4-7	S61-6-4
	5			H26-2-エ	H18-4	
	6	(H19-6-7)	H29-6-ウ	H26-6-ウ	H10-7-(4)	H12-7-オ
	7	H27-7-5			H27-7-3	

② 出題傾向

a 過去問レベルの知識の出題

b 判例趣旨問題の出題

H31-2 (処分権主義)，H31-3 (口頭弁論)，H31-5 (裁判によらない訴訟の完結)

cf. H30-1, H30-2, H30-3, H29-4, H28-1, H28-2, H28-3, H28-5, H28-6

c 近年の改正法の出題

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 判例の理解と暗記

c 未出の改正事項の習得

[近年の改正法からの出題(民事訴訟法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	H29-3-オ (和解に代わる決定)
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事保全法)]

改正年	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H28-6-エ, H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事執行法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H29-7, H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	H31-7-オ
H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19-7-オ
	少額訴訟債権執行制度	—
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	H24-7-7, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

④ 特別検討事項

a 再審の出題

【H31-1-エ】

審級を異にする裁判所が同一の事件についてした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄する。

[○ : 340 条 2 項]

cf. H30-5

- 再審に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
- ア 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触することを再審事由とする場合には、再審期間の制限がある。
- イ 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。
- ウ 裁判所は、決定で再審の請求を棄却する場合には、相手方を審尋しなければならない。
- エ 確定した訴状却下命令に対しては、再審の申立てをすることができる。
- オ 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合において、判決を正当とするときは、再審の筋求を却下しなければならない。
- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

b 財産開示手続の出題

【H31-7-オ】

- 次の対話は、民事執行に関する教授と学生との対話である。
- 教授： 仮執行の宣言を付した判決を有する金銭債権の債権者が財産開示手続を申し立てることは、認められていますか。
- 学生： 認められていません。

[○：民執法 197 条 1 項本文]

[財産開示手続等に関する改正]

① 可決成立日

令和元年（2019 年）5 月 10 日

② 公布日

令和元年（2019 年）5 月 17 日

③ 施行日

原則として公布の日（令和元年（2019 年）5 月 17 日）から 1 年以内の政令で定める日

④ 出題範囲となる年度

令和 2 年度（2020 年度）司法書士試験 又は 令和 3 年度（2021 年度）司法書士試験

⑤ 概 要

a 債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上

(a) 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

(b) 現行の財産開示手続の見直し

新 法	旧 法
<p>(実施決定)</p> <p>第 197 条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。</p> <p>①② (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(実施決定)</p> <p>第 197 条 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本（債務名義が第 22 条第 2 号、第 3 号の 2 から第 4 号まで若しくは第 5 号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。）を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。</p>

b 不動産競売における暴力団員の買受けの防止

c 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化

(6) 司法書士法及び供託法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8					S60-10-4
	9	H19-10-イ	H25-11-ア	H25-11-イ	H25-11-エ	H19-10-オ
	10	H25-10-ア	H27-10-オ	H15-11-3	H26-9-ア	H26-9-イ
	11	H26-11-イ	H22-11-イ	H22-11-ア	H26-11-ウ	H26-11-ア

② 出題傾向

a 司法書士法

(a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題

(b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題

H31-8 (司法書士会)

cf. H29-8 (司法書士の義務), H27-8, H26-8 (以上, 司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)

b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

③ 対 策

a 司法書士法

(a) 司法書士法の理解と暗記

(b) 平成 11 年度以前の過去問

b 供託法

(a) 上記論点の理解及び暗記

(b) 供託規則の改正

[未出の供託規則の改正]

<p>平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)</p>	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる（供託規 13 条の 3 第 1 項前段）。</p> <p>② 供託振替国債について、その償還期限の 3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない（供託規 23 条の 2 第 1 項）。</p>
<p>平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
<p>平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
<p>平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>	<p>供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入（供託規 18 条）又は供託金の提出（同規 20 条 1 項）に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる（同規 20 条の 4 第 1 項）。</p>
<p>平成 30 年改正 (平成 30 年 7 月 1 日施行)</p>	<p>① 支配人その他登記のある代理人によつてオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条 6 項、39 条の 2 第 2 項）。</p> <p>② 登記された法人がオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、当該法人の会社法人等番号がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条の 2 第 3 項）。</p>

④ 特別検討事項

なし

(7) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H17-17-イ	H17-17-エ		H20-27-エ	H20-27-ウ
	13			H14-23-2	H2-20-1	
	14		H26-16-ア	H5-17-3	H15-21-1	H20-15-エ
	15			H27-26-ウ	H17-14-ウ	
	16	H27-15-ア	H10-25-ア			
	17	H18-13-エ		H10-20-エ	H5-23-エ	H29-14-ウ
	18			賃：H30-23-ウ	賃：H7-14-5	
	19				H7-12-5	
	20	H15-12-2	H20-20-ウ	H3-31-4		H19-22-(Ⅱ)
	21	S61-23-3				H3-24-4
	22		H21-23-エ	H15-15-オ	H25-20-イ	H25-20-エ
	23	H24-24-カ	H15-17-ウ	H24-16-ウ		
	24	S58-24-2	H9-17-2			
	25	H24-20-オ	H9-21-3	H9-16-オ	H26-14-オ	
	26					
27						

【事務局補足】

「本試験分析セミナー」内で姫野講師が口頭にて説明した内容は、上記のとおり補充されております。

② 出題傾向

a 頻出論点の枠

相 続 登 記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25, H25-17, H26-20, H27-25, H27-26, H28-24, H29-19, H29-20, H30-21, <u>H31-13</u> , <u>H31-15</u>
抵 当 権 の 登 記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14, H25-24, H25-25, H26-22, H27-23, H28-22, H30-24, <u>H31-20</u> , <u>H31-24</u>
根 抵 当 権 の 登 記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23, H27-23, H30-24, <u>H31-21</u> , <u>H31-24</u>
用 益 権 の 登 記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22, H27-22, H28-21, H29-22, H30-22, <u>H31-18</u> , <u>H31-19</u>
登 録 免 許 税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27, H25-27, H28-27, H29-27, H30-27
第 三 者 の 承 諾	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14, H28-15, <u>H31-25</u>
仮 登 記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22, H25-16, H25-26, H27-24, H29-24, H29-25, H30-26, <u>H31-23</u>
判 決 に よ る 登 記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
区 分 建 物 の 登 記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19, H27-21, H28-20, <u>H31-17</u>
信 託 の 登 記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26, H27-27, H29-26, H30-25
登 記 識 別 情 報	H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12 (提供), H26-13 (失効の申出と有効証明), H27-12 (通知), H30-17 (通数), H30-19 (提供)

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題

H31-12（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H31-26（法定相続情報一覧図）

cf. H30-14（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H30-17（登記識別情報通知書及び登記完了証の通数）、H30-19（登記識別情報の提供）

cf. H29-13（登記原因証明情報）、H29-15（官公署が行う登記の申請又は嘱託）、H29-17（原本の還付）

cf. H28-14（不動産登記の申請の代理）、H28-25（電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるもの）、H28-26（不動産登記における審査請求）

cf. H27-12（登記識別情報の通知）、H27-13（事前通知及び前の住所地への通知）、H27-17（職権による登記の抹消及び更正）、H27-19（付記登記）

cf. H26-12（登記識別情報の通知）、H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）、H26-15（登記原因証明情報）、H26-25（登記事項の証明等）

c 出題形式の充実

H31-17（登記記録問題）、H31-23（登記記録・表形式問題）、H28（表形式問題）

cf. H30-13、H30-16（以上、表形式問題）、H30-17（登記記録問題）、H30-27（表形式問題）

cf. H29-13、H29-27（以上、表形式問題）

cf. H28-13（表形式問題）、H28-15、H28-20（以上、登記記録問題）、H28-21（メモによる登記記録問題）、H28-22（表形式問題）

cf. H27-14、H27-15、H26-14（以上、表形式問題）、H26-19、H26-22、H26-23、H25-16、H25-20、H25-21（以上、登記記録問題）、H25-23（表形式問題）、H25-24（登記記録問題）、H25-27、H24-13（以上、表形式問題）、H24-18、H24-20（以上、登記記録問題）、H24-21（表形式問題）、H24-23（登記記録問題）

* 登記記録問題には、ある登記記録の記録を前提とするもののほか、完了後の登記記録の記録を問うものもある（H24-18）。

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 過去問数が少ない総論の分野(平成 16 年の改正事項)の対策

c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平 17. 2. 25 民二 457 号)及び不動産登記記録例について(通達)(平 21. 2. 20 民二 500 号)をいう。

④ 特別検討事項

a 近年の登記先例等からの出題

後掲<近年の不動産登記法の重要先例>参照

【H31-13-ア・イ】

次のアからオまでの情報のうち、相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報とはなり得ないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 所有権に関する被相続人名義の登記済証

イ 被相続人の戸籍の附票の写し

ウ 検認がされていない自筆証書による遺言書

エ 相続人の欠格事由に該当する相続人が作成した当該欠格事由が存在する旨の証明書

オ 新設合併の当事者である会社が作成した新設合併契約書

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

[4]

cf. H30-24-エ(平 22. 11. 1 民二 2759 号), H29-16-ウ(平 22. 8. 24 民二 2077 号), H29-16-エ(平 22. 8. 24 民二 2077 号), H29-19-エ(平 27. 9. 2 民二 363 号)

b 権利能力なき社団

【H31-16】

権利能力なき社団と登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人が A 社団の代表者である B であったところ、C が A 社団の代表者として追加で選任されたため B から C への所有権の一部移転の登記がされたが、その後 C が代表者を辞任した場合には、委任の終了を登記原因として当該 B から C への所有権の一部移転の登記の抹消を申請することができる。

イ 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人が A 社団の代表者である B であったところ、A 社団が C から金銭を借り入れ、その貸金債権を担保するために C を抵当権者とする抵当権を甲土地に設定した場合において、当該抵当権の設定の登記を申請するときは、債務者として A 社団の名称を申請情報の内容とすることができる。

ウ 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、A 社団の代表者であった B が死亡し新代表者として C が選任されたが、甲土地の所有権の登記名義人が B のままであった場合において、C が A 社団を代表して甲土地を D に売却したときは、売買を登記原因として B から D への所有権の移転の登記を申請することができる。

エ B が所有権の登記名義人である甲土地について、権利能力なき社団である A 社団が B から甲土地を買い受けたがその旨の登記が未了であるうちに、A 社団が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の地縁による団体としての認可を受けた場合において、A 社団と当該地縁による団体の同一性が認められるときは、売買を登記原因として B から当該地縁による団体への所有権の移転の登記を申請することができる。

オ 権利能力なき社団である A 社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人が A 社団の代表者である B であったところ、A 社団が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の地縁による団体としての認可を受けたため、B から当該地縁による団体への所有権の移転の登記を B と当該地縁による団体とが共同して申請する場合には、登記原因証明情報として市町村長が作成した同条第 12 項に規定する証明書を提供すれば足りる。

(参考)

地方自治法

第 260 条の 2 (略)

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

[4]

[近年の権利能力なき社団に関する問題]

【H29-12-ウ】

権利能力なき社団の構成員全員に総有的に帰属する建物について、当該建物の所有権の登記名義人である旧代表者Aが死亡した場合において、当該社団が、Aの相続人全員を被告として、新代表者Bへの所有権の移転の登記手続をすることを求める訴えを提起し、当該訴えを認容する判決が確定したときは、Bは、当該判決に基づき、「権利者 B」を申請情報の内容とする所有権の移転の登記を申請することができる。

【H28-17-ウ】

甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

【H27-15-ア】

登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

(中略)

	第1欄	第2欄
ア	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成27年7月1日、Aに加えて、新たにB及びCが当該社団の代表者に就任した。	平成27年7月1日委任の終了

【H26-20-ウ】

権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、当該社団の代表者であるAが個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、Aが死亡した後に当該社団の新たな代表者としてBが就任し、Bを登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは、その前提としてAの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

【H24-12】

いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生A及び学生Bが以下の見解を有している。
 学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解
 学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

(以下省略)

【H23-26-オ】

地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

関連先例

① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平22.12.1民二3015号）。

② 権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最判昭47.6.2）、権利能力のない社団も、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平26.2.27）。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、執行文の付与を受けないで、当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる（前掲最判平26.2.27）。

* この判例は、「上告人（共有持分の登記名義人のうちの1人の権利義務を相続により承継した者）は、被上告人（権利能力なき社団）代表者Aに対し、上記土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について、「被上告人代表者A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最判昭47.6.2）、上記の主文は、Aの個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであるとしている。

③ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）（平27.2.26民二124号）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第3号。以下「改正省令」という。）のうち、認可地縁

団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が、本年 4 月 1 日から施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）をいいます。

記

第 1 改正法の概要

認可地縁団体（法第 260 条の 2）が所有する一定の要件を満たした不動産について、当該認可地縁団体が自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）は市町村長（当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長（規則第 22 条の 2 第 1 項））に対し異議を述べるべき旨の公告を求める旨を当該市町村長に申請することができるとされた（法第 260 条の 38 第 1 項）。

当該市町村長が当該公告を行い、登記関係者等が法第 260 条の 38 第 2 項の期間内に異議を述べなかった場合には、当該市町村長が当該公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報（以下「証する情報」という。）を当該認可地縁団体に提供することとされた（同条第 4 項）。

認可地縁団体は、証する情報を申請情報と併せて登記所に提供するときは、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 74 条第 1 項の規定にかかわらず、証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができるとされる（法第 260 条の 39 第 1 項）とともに、不動産登記法第 60 条の規定にかかわらず、単独で証する情報に係る不動産の所有権の移転の登記を申請することができるとされた（法第 260 条の 39 第 2 項）

また、証する情報の様式は、別添のとおりとされた（規則別記情報提供様式（第 22 条の 4 関係））。

第 2 証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合の取扱い

1 所有権の保存の登記の申請における登記名義人となる者の住所の認定の方法

証する情報が提供された場合における所有権の保存の登記の申請については、不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）別表 28 の項の適用はないため、同項添付情報欄ニの情報は提供されないが、同令第 7 条第 1 項第 1 号の当該法人の代表者の資格を証する情報として、法第 260 条の 2 第 12 項の証明書（規則別記台帳様式（第 21 条関係））。平成 3 年 4 月 2 日付け法務省民三第 2246 号当職通達別紙甲号の別紙。以下「台帳の写し」という。）が提供される場合、当該証明書には、当該申請における登記名義人と

なる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため、これをもって、その住所を認定する。

2 所有権の移転の登記の申請における登記原因（これを証する情報を含む。）及びその日付の認定

証する情報が提供された場合における所有権の移転の登記の申請についても、前掲当職通達のとおり、原因を「委任の終了」とし、その日付を法第 260 条の 2 第 1 項の市町村長の認可の日とするほか、登記原因を証する情報は、台帳の写しとする。

c 複雑な問題

【H31-17】

次の対話は、地目が畑であり、かつ、登記記録に次のような記録（抜粋）がある甲土地に関する司法書士同士の対話である。司法書士Xの質問に対する次のアからオまでの司法書士Yの解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 33 年 1 月 6 日 第 150 号	原因 昭和 33 年 1 月 6 日売買 所有者 A 順位 3 番の登記を移記
2	所有権移転	平成 10 年 12 月 1 日 第 12000 号	原因 平成 10 年 12 月 1 日売買 所有者 B

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和 33 年 1 月 6 日 第 151 号	原因 昭和 33 年 1 月 6 日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金 30 万円 抵当権者 C 順位 4 番の登記を移記

司法書士X： Dは、昭和 50 年 1 月 1 日、所有の意思をもって、平穩かつ公然に甲土地の占有を開始し、以後、全ての関係当事者との関係において当該占有を継続してきました。Dは、平成 31 年 2 月 1 日、B に対して、甲土地の取得時効の援用をしましたが、Bが所有権の移転の登記手続に協力しません。そこで、Dは、Bを被告として、時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記手続を請求する訴訟を提起する予定です。

また、甲土地の乙区 1 番の抵当権（以下「Cの抵当権」という。）の登記名義人Cは、平成 9 年 12 月 31 日に死亡しており、Eが、Cの唯一の相続人です。

甲土地の登記記録及び以上の事実関係を前提として、仮に、当該所有権の移転の登記手続の請求を認容する判決を得たDが、当該判決に基づき所有権の移転の登記を申請するときの登記原因の日付は、いつになりますか。

司法書士Y：ア 昭和50年1月1日です。

司法書士X：農地法所定の許可を受けないで、当該判決に基づく所有権の移転の登記を申請したときは、登記手続上、どのような取扱いになりますか。

司法書士Y：イ 農地法所定の許可がないことのみをもって当該申請が却下されるわけではないですが、登記官は、その登記の申請がされた旨を、関係農業委員会に通知します。

司法書士X：当該判決に基づく所有権の移転の登記を申請するに当たって、Cの抵当権は、登記手続上、どのような取扱いになりますか。

司法書士Y：ウ 当該判決に基づき所有権の移転の登記を申請するときに、EがCの相続人であることを証する情報及びCの抵当権の抹消についてEの承諾を証する情報を提供すれば、Cの抵当権の設定の登記は、登記官の職権で抹消されます。

司法書士X：Eの協力を期待することはできないものの、Cの抵当権の被担保債権の債務者はA、その弁済期は昭和42年12月25日であり、当該被担保債権については、弁済その他消滅時効の中断事由がありません。そうすると、先の判決に基づき甲土地の所有権の登記名義人となったDは、Eに対して、当該被担保債権につき消滅時効の援用を行い、その後、当該被担保債権が当該援用によって消滅したことを理由に、Eを被告として、Cの抵当権の設定の登記の抹消の登記手続を請求する訴訟を提起することもできそうです。

甲土地の登記記録及び以上の事実関係を前提として、仮に、甲土地の所有権の登記名義人となったDが、当該抹消の登記手続の請求を認容する判決を得たとして、その判決に基づきCの抵当権の設定の登記の抹消を申請する場合の登記原因は、一般的にはどうなりますか。

司法書士Y：エ 当該抹消の登記手続の請求を認容する判決の主文又は理由中に登記原因が明記されているときはそれによりますが、当該判決の主文及び理由中に登記原因が何ら明示されていないときは、判決が登記原因となります。

司法書士X：本件の場合、Cの死亡の事実、登記手続上、どのような取扱いになりますか。

司法書士Y：オ Cの抵当権の設定の登記の抹消の登記原因がどうであれ、当該登記の抹消を申請する前提として、相続を登記原因とするCの抵当権の移転の登記を申請しなければなりません。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

[3]

d 共同担保の登記の申請情報の内容

【H31-24】

共同担保としての根抵当権又は抵当権の追加設定の登記の申請情報である前の登記に係る事項（以下「前登記事項」という。）に関する次のアからオの記述のうち、甲土地及び乙土地に共同担保として第1欄に掲げられた権利の設定の登記がされた後、第2欄に掲げられた土地に第1欄に掲げられた権利の追加の設定の登記を書面で申請するときの前登記事項が第3欄に過不足なく掲げられているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、甲土地、乙土地及び丙土地はA登記所の管轄に、丁土地はB登記所の管轄に属するものとし、第3欄の各事項の内容に不備はないものとする。

	第1欄	第2欄	第3欄
ア	抵当権	丙土地	第1欄に掲げられた権利の登記の共同担保目録の記号及び目録番号
イ	抵当権	丁土地	甲土地及び乙土地の所在及び地番
ウ	根抵当権	丙土地	甲土地及び乙土地の不動産番号 第1欄に掲げられた権利の登記の順位事項 第1欄に掲げられた権利の登記の共同担保目録の記号及び目録番号
エ	根抵当権	丁土地	甲土地及び乙土地の不動産番号 A登記所の表示
オ	根抵当権	丙土地	甲土地及び乙土地の所在及び地番 第1欄に掲げられた権利の登記の順位事項

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

[1]

[共同担保の登記の申請情報の内容]

	追加する物件	抵当権	根抵当権
同時設定	同一の登記所	目的である 2 以上の不動産及び権利	目的である 2 以上の不動産及び権利
	異なる登記所	①目的である 2 以上の不動産及び権利 ②他の登記所の管轄区域内にある不動産の所在等	目的である 2 以上の不動産及び権利
追加設定	同一の登記所	①不動産の所在等又は不動産番号 ②順位事項 又は 共同担保目録の記号及び目録番号	①不動産の所在等又は不動産番号 ②順位事項 ③共同担保目録の記号及び目録番号
	異なる登記所	①不動産の所在等又は不動産番号 ②順位事項	①不動産の所在等又は不動産番号 ②順位事項

(8) 商業登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	H13-31-ア改			H21-28-ウ	
	29		H25-31-イ	H30-31-ア		
	30		H26-33-エ		H23-31-ア	H22-29-ウ
	31					
	32	H22-31-ア		(H26-35-ウ)		
	33	H25-34-ア	H22-32-ア		H23-35-ア	
	34			H22-34-エ		
	35				(H24-35-ア)	H22-35-オ

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

総 論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28, H27-35, H28-28, H30-28
設 立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29, H27-28, H28-29, H29-28, H30-29, H31-28
株 式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30, H25-31, H26-31, H26-33, H27-30, H28-31, H29-30, H30-30, H30-31, H31-29, H31-30
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34, H27-29, H28-30, H29-32
持分会社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34, H27-32, H28-34, H29-33, H30-35, H31-34
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35, H30-33

b 一般社団法人・一般財団法人に関する登記の不出題

H31-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

cf. H29-35 (一般財団法人), H28-35 (一般社団法人), H25-35 (一般社団法人の登記), H24-35 (一般財団法人の登記), H23-34 (一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記), H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

c 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社以外 (特例有限会社を含む)
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4
H28	5	3
H29	6	2
H30	5	3
H31	6 ※4	2

※1 登記の更正に関する第31問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第35問は、設問が合同会社に関するものであるため、株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第33問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※4 資本金の額に関する第32問は、5個中3個の設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

③ 対 策

- a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記
- b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
- c 商業登記総論，個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策
- d 商業登記規則の改正
H31-37（株主リスト）
 - cf. H29-33-オ（合同会社の職務執行者についての婚姻前の氏の記録），H29-37（本人確認証明書の添付）
 - cf. H28-30-ア（本人確認証明書を添付する場合における就任承諾書への住所の記載），H28-30-ウ（婚姻前の氏を証する書面の添付），H28-37（本人確認証明書の添付）
 - cf. H27-29-ア（登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任届），H27-37（本人確認証明書の添付）

④ 特別検討事項

- a 「商業登記法ハンドブック」（商事法務，松井信憲）

【H31-28-ア】

株式会社の設立の登記に関して，当該設立が募集設立であり，設立時募集株式について引受けが未了であるものが存する場合であっても，出資された財産の価額が定款に定めた設立に際して出資される財産の最低額を下回らないときは，再度引受人の募集をすることなく，設立の登記を申請することができる。

[○：商業登記ハンドブック p96]

【H31-28-オ】

株式会社の設立の登記に関して，発起人が成年被後見人である場合において，成年後見人が当該成年被後見人を代理して定款を作成し，これに署名し，又は記名押印したときは，当該定款を添付して，設立の登記を申請することができる。

[○：商業登記ハンドブック p72, p80]

b 社員関係の設問

【H31-34-エ】

清算中の合資会社の社員が死亡した場合は、当該死亡した社員については社員の死亡による退社の登記を、当該死亡した社員の相続人全員については社員の加入による変更の登記を、それぞれ申請しなければならない。

[×]

[過去の出題]

【H24-34-ア】

社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている場合において、当該合資会社の有限責任社員Aが死亡し、当該合資会社の無限責任社員BがAの唯一の相続人として相続によりその持分を承継したときは、Aについては死亡による退社を原因とし、Bについては相続による加入を原因とする有限責任社員の変更の登記をしなければならない

[×]

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf. 複数回申請問題の出題：H30, H29, H28, H27, H23, H22, H19 (以上, 3回申請)

b 実質的混合型

H24 以降

cf. H23 は, 実質的には文章型であり, H22 は, 実質的には別紙型である。

c 特殊な問い

H31	事前通知の方法について, この方法により登記の申請を行った場合に登記官から申請人その他の関係当事者に対して実施される手続を, 本件の事実関係に即して, 具体的に記載させる問題 ----- 事前通知の方法に代わる方法として不動産登記法が定めるものを全て, 簡潔に記載させる問題
H30	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H29	せる問題
H28	登記の申請に先立って終えるよう助言した手続の内容及びその理由を記述させる問題
H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で, その理由を記述させる問題
H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法 23 条 2 項の事業用借地権の設定の可否を判断し, 登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 ----- 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ, ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題

H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	—
H19	仮定問題（登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合）
H18	仮定問題（登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合）
H17	仮定問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合） ----- 処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容等及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題 ----- ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題 ----- 添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題 ----- 申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

d 既出論点の再出題

H31	数次に相続があった場合の登記手続	H30, H22
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H29, H28, H26, H25, H24, H21, H20
	会社と取締役との利益相反取引	H28, H27, H26, H23, H21 等
H30	数次に相続があった場合の登記手続	H22
	地上権の設定の登記	H29, H26 (以上, 賃借権)
H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28, H26, H25, H24, H21, H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15, H9
	賃借権の設定の登記	H26
H28	財産分与による所有権(持分)の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての	H20, H2, S61
	合併を原因とする抵当権の移転の登記	
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による 根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後6か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等

H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

* 添付情報の出題手法

② 対策

a 時間配分, 解答順序

b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実
記述式問題の過去問の検討は欠かせない。

c 申請情報例の正確な暗記

d 合理的な解法

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである。

	不動産	登記の目的	登記原因及びその日付	申請人等
第 1	甲区分建物 乙土地 丙土地	所有権移転	H24. 7. 21 相続	相 (被 甲山一郎) 1/2 亡甲山友子 申 (相) 甲山大介 1/2 甲山大介
		甲山友子持分全部移転	H30. 2. 12 相続	相 (被 甲山友子) 1/2 甲山大介
		1 番抵当権抹消	H24. 8. 13 弁済	権 甲山大介 義 (株)ひだまり銀行
第 2		2 番根抵当権登記名義人住所変更	H30. 9. 3 本店移転	申 (株)つぼみ銀行
		2 番根抵当権変更	H31. 3. 18 変更	権 (株)つぼみ銀行 義 甲山大介
		所有権移転	H31. 4. 5 売買	権 (有)KM設計 義 甲山大介
		登記不要		

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題：H31～H26, H24, H23, H21, H20

b 登記不可事項の出題

問	い	登記不可事項	出題実績
	無	無	H31, H21
	有	有	H18～H25 (H21を除く。), H28, H29, H30 ※1
	有	無	—
	無	有	H26, H27 ※2

※1 H29・H30においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。

さらに、H30においては、以下の問いが出題されていた。

問4 問3の登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。問3の登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

※2 H26においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記、H27においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

c 未出論点の出題

株主リストに記載する株主の氏名又は名称

* 会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されたことがない論点が出題される。

d 既出論点の出題

H30	吸収合併	H24
	株式の分割及び発行可能株式総数の変更	H18
	事業年度の変更	H23, H20
H30	取締役会設置会社の定めの設定	H21, H18
	監査役会設置会社の定めの設定	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	支配人の代理権消滅	H29(解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否) H25(後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
	公開会社化(株式の譲渡制限に関する規定を廃止することによる公開会社化:登記不可事項)	H29(非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化) H24(通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止による公開会社化)
H29	本店移転(管轄内本店移転)	H26, H23(以上,管轄外本店移転)
	公開会社化(非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化)	H24(通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止による公開会社化)
	支配人を置いた営業所移転(本店移転)	H25(支店移転)
	支配人の代理権消滅(解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否)	H25(後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定めを廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H25, H24
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めを短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20

H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

e 特殊型問題の出題

H31	吸収合併
H30	継続
H29	解散及び清算人の就任
H28	監査等委員会設置会社の定めの設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更(組織変更後会社:合同会社)
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

* 出題されていないのは、通常の設定の登記、指名委員会等設置会社の定めの設定の登記、持分会社の組織変更の登記、新設合併の登記及び株式移転の登記である。

② 対 策

- a 時間配分, 解答順序
- b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実
主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。
- c 申請書例の正確な暗記
- d 合理的な解法
- e 平成 26 年会社法改正及び平成 27 年・平成 28 年商業登記規則改正への対応

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである。

申請時	登記の事由
第 1	①株式の分割 ②発行可能株式総数の変更 ③吸収合併による変更 ④取締役及び代表取締役の変更
第 2	①取締役, 代表取締役, 監査役及び会計監査人の変更 ②監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止 ③会計監査人設置会社の定めの設定

<民法の重要判例（平成 25 年 1 月～現在）>

1 平成 25 年

- ① 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる（最判平 25. 2. 26）。
- ② 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要する（最判平 25. 2. 28）。
- ③ 明示の一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定されたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。
- 明示の一部請求の訴えの提起は、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる。
- 催告から 6 箇月以内に再び催告をしても、第 1 の催告から 6 箇月以内に民法 153 条所定の措置を講じなかった以上は、消滅時効が完成し、この理は、第 2 の催告が明示の一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異ならない。（以上、最判平 25. 6. 6）【H28-6-エ】
- ④ 保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する（最判平 25. 9. 13）【H29-6-エ】。
- ⑤ 共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消のために裁判上採るべき手続は共有物分割訴訟であり、その判決で遺産共有持分を有する者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消は遺産分割による。
- 遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決がされた場合には、賠償金の支払を受けた者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。
- 裁判所は、遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決をする場合には、同持分を有する各共有者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定め、持分取得者にその範囲に応じた賠償金の支払を命ずることができる。（以上、最判平 25. 11. 29）
- ⑥ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25. 12. 10）。

2 平成 26 年

- ① 共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない（最判平 26. 2. 14）【H28-pm6-7】。
- ② 権利能力のない社团は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社团の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26. 2. 27）【H28-pm6-7】。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26. 1. 14, 最判平 26. 3. 28）。【H30-21-エ】
- ③ 時効期間の満了前 6 箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項が類推適用される（最判平 26. 3. 14）。
- ⑤ 子が実親の一方及び養親の共同親権に服する場合、民法 819 条 6 項の規定に基づき、子の親権者を他の一方の実親に変更することはできない（最判平 26. 4. 14）。
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠(DNA 検査)により明らかであり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26. 7. 17 の 2 件の判例）。【H31-20-5】
- (a) 夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情
- (b) 現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情

3 平成 27 年

- ① 事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有する（最判平 27. 2. 17）。
- ② 責任を弁識する能力のない未成年者の蹴ったサッカーボールが校庭から道路に転がり出て、これを避けようとした自動二輪車の運転者が転倒して負傷し、その後死亡した場合において、次の(a)から(c)までの事情の下では、当該未成年者の親権者は、民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきである（最判平 27. 4. 9）。【H31-19-エ】
- (a) 上記未成年者は、放課後、児童らのために開放されていた小学校の校庭において、使用可能な状態で設置されていたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、殊更に道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。

- (b) 上記サッカーゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものとはみられない。
- (c) 上記未成年者の親権者である父母は、危険な行為に及ばないよう日頃から通常のしつけをしており、上記未成年者の本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。
- ③ 債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる（最判平 27.6.1）。
- ④ 保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じない（最判平 27.11.19）。【H31-16-イ】
- ⑤ 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれているという事実関係の下においては、その行為の一般的な意味に照らして、上記遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であり、民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる（最判平 27.11.20）。

4 平成 28 年

- ① 動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はないとする（最判平 28.1.12）。
- ② 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」（民法 714 条 1 項）に当たるとすることはできない（最判平 28.3.1）。【H31-19-オ】
- なお、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法 714 条 1 項が類推適用される（最判平 28.3.1）。【H31-19-オ】
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して 910 条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は、価額の支払を請求した時である（最判平 28.2.26）。そして、910 条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 28.2.26）。
- ④ いわゆる花押を書くことは、押印の要件を満たさない（最判平 28.6.3）。【H31-22-イ】
- ⑤ 地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても、法定地上権が成立する（最判平 28.12.1）。

- ⑥ 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最大決平 28. 12. 19）。

5 平成 29 年

- ① 専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法 802 条 1 号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない（最判平 29. 1. 31）。
- ② 共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない（最判平 29. 4. 6）

6 平成 30 年

- ① 抵当権者に対抗することができない賃借権が設定された建物が担保不動産競売により売却された場合において、その競売手続の開始前から当該賃借権により建物の使用又は収益をする者は、当該賃借権が滞納処分による差押えがされた後に設定されたときであっても、民法 395 条 1 項 1 号に掲げる「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に当たる（最決平 30. 4. 17）。
- ② 共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法 903 条 1 項に規定する「贈与」に当たる（最判平 30. 10. 19）。
- ③ 詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 30. 12. 14）。

7 平成 31 年（令和元年）

夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対し、当該第三者が、単に不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情がない限り、離婚に伴う慰謝料を請求することはできない（最判平 31. 2. 19）。

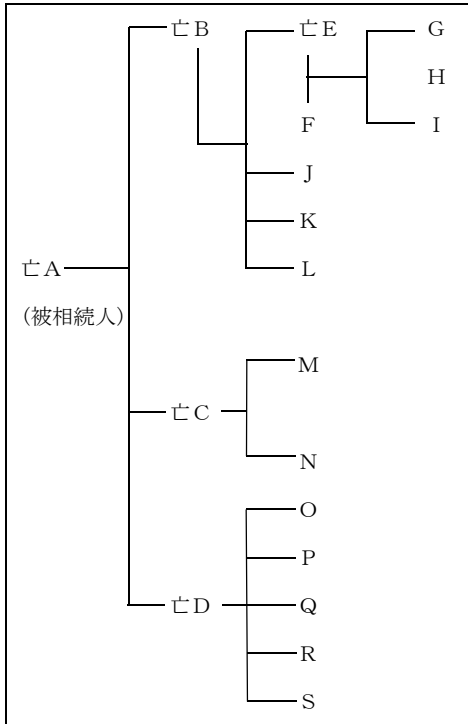
＜近年の不動産登記法の重要先例＞

以下の通達は記載されていない。

- ① 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（平 27. 2. 26 民二 124 号）
*認可地縁団体関係
- ② 不動産登記令等の□部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（平 27. 10. 23 民二 512 号） *会社法人等番号関係
- ③ 不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（平 29. 4. 17 民二 292 号） *法定相続情報一覧図関係
- ④ 法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について（平 30. 3. 29 民二 166 号）
- ⑤ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（令元. 6. 27 民二 68 号） *配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等以外の民法（相続関係）の改正関係

- 1 委託者を甲及び乙、受託者を乙、受益者を甲及び乙、信託財産を甲及び乙が共有する不動産とし、当該不動産の全体を一体として管理又は処分等をすべき旨の信託契約をしたとして、甲及び乙を所有権の登記名義人とする当該不動産について、当該信託を登記原因とし、共有者全員持分全部移転及び信託を登記の目的とする登記の申請がされた。この信託は、受託者以外の者（甲）が有する財産の管理又は処分等がその内容に含まれていることから、いわゆる自己信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 3 号）には直ちに該当せず、信託契約（同条第 1 号）によるものとして、共有者全員持分全部移転及び信託の登記の方法により登記をすることが相当であると考えられるため、他に却下事由がない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平 30. 12. 18 民二 760 号）。
- 2 甲不動産の所有権の登記名義人 A が死亡し、その相続人 B、C 及び D による遺産分割協議が未了のまま、更に D が死亡し、その相続人が E 及び F であった場合において、B 及び C が E 及び F に対してそれぞれの相続分を譲渡した上で、E F 間において遺産分割協議をし、E が単独で甲不動産を取得することとしたとして、E から登記原因を証する情報として、当該相続分の譲渡に係る相続分譲渡証明書及び当該遺産分割協議に係る遺産分割協議書を提供して、「平成何年何月何日（A の死亡の日）D 相続、平成何年何月何日（D の死亡の日）相続」を登記原因として、甲不動産について A から E への所有権の移転の登記の申請があったときは、遺産の分割は相続開始の時にさかのぼってその効力が生じ（民法第 909 条）、中間における相続が単独相続であったことになるから、他に却下事由が存在しない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平 30. 3. 16 民二 136 号）。
- 3 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権を敷地権とする区分建物の所有権の移転の登記が申請されたときは、当該登記の申請情報及び添付情報から当該区分建物の敷地権が消滅していることが明らかな場合を除き、当該登記をすることができる（平 30. 10. 16 民二 490 号）。

4



Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、左記の相続関係説明図記載のとおり遺産分割が未了のまま数次相続が発生したことを前提に、Eの相続人の一人であるGから、Gが甲不動産を相続したことを内容とする遺産分割協議書を登記原因証明情報の一つとして添付した上で、「年月日B相続、年月日E相続、年月日相続」を登記原因とするGへの所有権の移転の登記の申請が1件の申請でされた。

単独相続が中間において数次行われた場合には、相続を登記原因とする所有権の移転の登記を1件の申請で行うことができ、この単独相続には遺産分割により単独相続になった場合も含まれることについては先例（昭30.12.16 民事甲2670号）において示されているが、本件においては、第一次相続の相続人による遺産分割が未了のまま第二次相続及び第三次相続が発生し、その後の遺産分割協議が第一次相続及び第二次相続の各相続人の地位を承継した者並びに第三次相続の相続人によって行われたものであり、本遺産分割協議書には、

A名義の不動産をGが単独で相続した旨の記載があるのみであることから、上記昭30.12.16 民事甲2670号の取扱いの対象となるかどうかは明らかではない。

本遺産分割協議書の記載の趣旨は、第一次相続から第三次相続までの相続関係から合理的に推認すれば、まず、①第一次相続の相続人の地位を承継した者（FからSまで）により亡Bに甲不動産を承継させる合意、次に、②亡Bを被相続人とする第二次相続の相続人（J、K及びL）及び相続人の地位を承継した者（F、G、H及びI）により亡Eに甲不動産を承継させる合意、そして、③亡Eを被相続人とする第三次相続の相続人（F、G、H及びI）によりGに甲不動産を承継させる合意の各合意をいずれも包含するものと解されるため、登記原因欄の上記記載は相当であると考えられる。また、上記各相続における相続人又は相続人の地位を承継した者であるFからSまでの全員の署名押印があり、第一次相続から第三次相続までの遺産分割協議をするためにそれぞれ必要な者によって遺産分割が行われたと考えられる。そうすると、上記昭30.12.16 民事甲2670号に従って、本件の登記申請に係る登記をすることができる（平29.3.30 民二237号）。

5 相続登記の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（令別表22 添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要であるところ、当該情報として、住民票の写し（ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、戸籍の附票の写し（ただし、登記記録上の住所が記

載されているものに限る。)又は所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができる(平29.3.23民二175号)。**【H31-13-ア・イ】**

- 6 所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、Aの遺産の分割の協議がされないままBが死亡し、Bの法定相続人がCのみであるときは、CはAの遺産の分割をする余地はないことから、CがA及びBの死後にAの遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とするCが作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠く(平28.3.2民二154号)。**【H31-36】**

これに対して、所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、BとCの間でCが単独でAの遺産を取得する旨のAの遺産の分割の協議が行われた後にBが死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、Bの生前にBとCの間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、Cは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してCがBの死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これがCの印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる(平28.3.2民二154号)。

- 7 相続による所有権の移転の登記(以下「相続登記」という。)の申請において、相続を証する市町村長が職務上作成した情報(不動産登記令別表の22の項の添付情報欄)である除籍又は改製原戸籍(以下「除籍等」という。)の一部が滅失等していることにより、その謄本を提供することができないときは、戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書(印鑑証明書添付)の提供を要する取扱いとされている(昭44.3.3民事甲373号)。しかしながら、上記回答が発出されてから50年近くが経過し、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提出することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、本日以降は、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等(明治5年式戸籍(壬生戸籍)を除く。)の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとする(「他に相続人はない」旨の証明書の提供を要しない。平28.3.11民二219号)。

- 8 被相続人の妻及び妹としての相続人の資格を併有する申請人が、相続を証する情報として、戸(除)籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書のほか、配偶者(妻)としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書を提供してされた相続による所有権の移転の登記の申請は、受理して差し支えない(平27.9.2民二363号)。**【H29-19-エ】**

- 9 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権が区分建物の敷地権利用権である場合には、地上権等の存続期間の変更の登記を申請することが事実上困難なケースがあるため、当該存続期間の変更が法定更新(借地借家法5条2項)によるときは、一部の準共有者による保存行為(民法252条ただし書)としての登記の申請が認められ、地上権設定者全員とともに、地上権等の準共有者の一部の者から地上権等の存続期間の変更の

登記を申請することができる（平 27. 1. 19 民二 57 号）。

- 10 震災復興事業に基づく用地取得において、被災自治体が所有権の登記名義人等に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を囑託する場合に、相続の放棄を行った相続人がいるときは、相続の放棄があったことを証する情報として、相続放棄申述受理証明書に代え、これと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答」を添付することができる（平 26. 4. 24 民二 265 号）。
- 11 相続人を受遺者とする場合には、農地法の許可を要しないため（農地法施行規則 15 条 5 号）、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平 24. 12. 14 民二 3486 号。登記原因の日付は、特定遺贈の効力が生じた日である。）。【H31-14-ウ】
- 12 相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合には、不動産登記法においては、登記原因証明情報の内容として事実関係（相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であることなど）又は法律行為（遺産分割等）が記録されていれば、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平 24. 7. 25 民二 1906 号）。

以 上

【担当講師】

姫野 寛之



担当講座

- コース 基礎総合コース
- 上級総合本科生
- 単科 基礎マスター
- 択一式対策講座【理論編】
- 択一式対策講座【実践編】
- 記述式対策講座
- 択一予想論点マスター講座
- 予想論点ファイナルチェック

ブログ 姫野司法書士試験研究所

<http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/>



<MEMO>

1 総合

	網羅設問数	網羅率（正解できる問題数）
午前の部	170/175	97.1%（35問） ※
午後の部	167/175	95.4%（35問） ※
合計	337/350	96.2%（70問）

※ 正解できなかった問題は、存在しない。

(前注) 設問の欄の[]は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない設問である。

2 午前の部

		設 問 ※					
		ア	イ	ウ	エ	オ	
第1問	憲 法	憲・刑 p23	憲・刑 p25	憲・刑 p23	憲・刑 p24	憲・刑 p26	
第2問		憲・刑 p168	憲・刑 p220	憲・刑 p231		憲・刑 p176	
第3問		憲・刑 p250					
第4問	民 法	民 I p4	民 I p4	民 II p319	民 II p282	民 II p411	
第5問		民 I p67	民 I p69	民 I p69	民 I p70	民 I p69	
第6問		民 I p101	民 I p78	民 I p93	民 I p79	民 I p94	
第7問		民 I p137	民 I p137	民 I p137	民 I p138	民 I p137	
第8問		民 I p130	民 I p130	民 I p110	民 I p118	民 I p110	
第9問		民 I p147	民 I p158	民 I p149	民 I p156	民 I p154	
第10問		民 I p170	民 I p171	民 I p170	民 I p170	民 I p171	
第11問		民 I p184	民 I p183	民 I p181	民 I p180	民 I p185	
第12問		民 I p225	民 I p220	民 I p226	民 I p223	民 I p221	
第13問		不登 I p352, 民 I p235	民 I p235	民 I p138	民 I p287	民 II p177, p187	
第14問		民 I p172	民 I p112	民 I p256	民 I p256	民 I p257	
第15問		民 I p305	民 I p313	民 I p313	民 I p313	民 I p314	
第16問		民 II p49	民 II p58	民 II p52	民 II p56	民 II p51・52	
第17問		民 II p70	民 II p70	民 II p72	民 II p68	民 II p69	
第18問		民 II p119	民 II p120	民 II p119	民 II p119	民 II p120	
第19問		民 II p239	民 II p239・240	民 II p238・239	民 II p239	民 II p238	
第20問		民 II p280	民 II p281	民 II p289	民 II p282	民 II p281	
第21問		民 II p295	民 II p299	民 II p300	民 II p302	民 II p303	
第22問		民 II p401	民 II p397	民 II p409・410	民 II p416	民 II p403	
第23問		民 II p347, p359, p363					
第24問		刑 法	憲・刑 p477	憲・刑 p465	憲・刑 p475	憲・刑 p456	憲・刑 p477
第25問			憲・刑 p611	憲・刑 p611	憲・刑 p612	憲・刑 p608	憲・刑 p611
第26問			憲・刑 p545	憲・刑 p546	憲・刑 p545		憲・刑 p548
第27問	会 社 法 商 法	会・商 p19	会・商 p21	会・商 p22	会・商 p18	会・商 p25	
第28問		会・商 p135	会・商 p134	会・商 p172	会・商 p133	会・商 p134	
第29問		会・商 p179	会・商 p179	会・商 p209	会・商 p191, p455	会・商 p178	
第30問		会・商 p86	会・商 p224	会・商 p234		会・商 p237	
第31問		会・商 p285	会・商 p286		会・商 p282	会・商 p288	
第32問		会・商 p360	会・商 p365	会・商 p365	会・商 p366・367	会・商 p402	
第33問		会・商 p407		会・商 p426, 429	会・商 p446	会・商 p518	
第34問		会・商 p491	会・商 p556	会・商 p487	会・商 p549	会・商 p556	
第35問		会・商 p639	会・商 p678	会・商 p679	会・商 p679	会・商 p677	

※ 第18問, 第20問, 第23問及び第28問は, ア～オではなく, 1～5である。

3 午後の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p18			民訴等 p7	民訴等 p16
第2問		民訴等 p134	民Ⅱp123	民訴等 p196	民訴等 p197	
第3問		民訴等 p143	民訴等 p145	民訴等 p139・140	民訴等 p141・142	民訴等 p140・141
第4問		民訴等 p153	民訴等 p167	民訴等 p165	民訴等 p165, p171	民訴等 p175
第5問			民訴等 p207	民訴等 p214	民訴等 p213	民訴等 p206
第6問	民保法	民訴等 p449	民訴等 p449	民訴等 p449・450	民訴等 p446	民訴等 p445
第7問	民執法	民訴等 p296	民訴等 p296	民訴等 p305	民訴等 p296	民訴等 p429
第8問	司書法	供・書 p250	供・書 p254	供・書 p265	供・書 p261	供・書 p254
第9問	供託法	供・書 p116	供・書 p116	供・書 p117	供・書 p116	供・書 p118
第10問		供・書 p134	供・書 p135	供・書 p136	供・書 p132	供・書 p166
第11問		供・書 p74	供・書 p75	供・書 p75	供・書 p76	供・書 p103
第12問	不登法	不登Ⅰ p116	不登Ⅰ p117		不登Ⅰ p143	不登Ⅰ p163
第13問		不登Ⅰ p200	不登Ⅰ p200	不登Ⅰ p197	不登Ⅰ p199	不登Ⅰ p224
第14問		不登Ⅰ p93・94	不登Ⅰ p93	不登Ⅰ p89	不登Ⅰ p94	不登Ⅰ p91
第15問		不登Ⅰ p223	不登Ⅰ p230	不登Ⅰ p253	不登Ⅰ p222	不登Ⅰ p222
第16問		不登Ⅰ p259	不登Ⅰ p259	不登Ⅰ p261	不登Ⅰ p261・262	不登Ⅰ p261
第17問		不登Ⅰ p255・256	不登Ⅰ p90	不登Ⅰ p257	不登Ⅱ p185	不登Ⅰ p407・408
第18問		賃貸借 地役権:不登Ⅰ p315	賃貸借:不登Ⅱ p165 地役権:不登Ⅰ p317	賃貸借:不登Ⅱ p89 地役権	賃貸借:不登Ⅱ p220 地役権:不登Ⅱ p219	賃貸借:不登Ⅰ p330 地役権:不登Ⅰ p322
第19問		不登Ⅰ p81	不登Ⅰ p336	不登Ⅰ p333	不登Ⅰ p334	不登Ⅰ p329
第20問		不登Ⅰ p346	不登Ⅰ p368	不登Ⅰ p381	不登Ⅰ p405	不登Ⅱ p166
第21問		不登Ⅱ p7	不登Ⅱ p32	不登Ⅱ p34	不登Ⅱ p7	不登Ⅱ p3
第22問		不登Ⅱ p179	不登Ⅱ p180	不登Ⅱ p181	不登Ⅱ p179	不登Ⅱ p180
第23問		不登Ⅱ p139	不登Ⅱ p141	不登Ⅱ p139	不登Ⅱ p141	不登Ⅱ p139
第24問		不登Ⅰ p356	不登Ⅰ p356・357	不登Ⅱ p11	不登Ⅱ p11	不登Ⅱ p11
第25問		不登Ⅱ p58	不登Ⅱ p29	不登Ⅰ p306	不登Ⅰ p278	
第26問		不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253
第27問	不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p428	不登Ⅰ p428	
第28問	商登法	商登 p73	商登 p91	商登 p94	商登 p112	
第29問		商登 p217	商登 p194・195	商登 p155	商登 p159, 161	商登 p158
第30問		商登 p181~183, p198	商登 p182・183	会・商 p156	商登 p173・174	商登 p183
第31問		商登 p201	商登 p208	商登 p208	商登 p191, p225	商登 p237
第32問		商登 p562	商登 p416, p435	商登 p509	商登 p409	商登 p134
第33問		商登 p375	商登 p378	会・商 p383	商登 p381	商登 p372, p377
第34問			商登 p406, p408	商登 p416	商登 p405, p450	商登 p451・452
第35問		商登 p623	商登 p686	商登 p619	商登 p674	商登 p680